

令和9年度群馬県立高等学校入学者選抜実施大綱

令和8年5月 群馬県教育委員会

群馬県立高等学校の令和9年度入学者選抜は、この大綱を基本として実施する。

なお、入学者選抜の実施に係る詳細については、別途定める「令和9年度入学者選抜実施要項」によるものとする。

第1 応募資格及び通学区域

1 応募資格

次のア又はイに該当する者とする。

ア 学校教育法第57条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和9年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは令和9年3月修了見込みの者

イ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者又は令和9年3月に該当する見込みの者

2 通学区域

全県一区とする。

第2 入学者選抜の種類及び期日

入学者選抜の種類及び期日は次のとおりとする。

選 抜 の 種 類	事 項	期 日
・全日制課程選抜 ・フレックススクール選抜 ¹ ・定時制課程選抜 ² ・連携型選抜 ³	出願期間(志願情報登録)	令和9年1月 4日(月)～1月29日(金)
	第1回志願先変更期間	令和9年2月 2日(火)、2月 3日(水)
	第2回志願先変更期間	令和9年2月 5日(金)～2月 8日(月)
	本検査学力検査等実施	令和9年2月16日(火)、2月17日(水) (定時制課程選抜は、2月16日(火)のみに実施する。)
	追検査学力検査等実施	令和9年2月24日(水)
	選抜結果の発表	令和9年3月 3日(水)
・全日制課程再募集 ・フレックススクール再募集 ・定時制課程再募集	出願期間(志願情報登録)	令和9年3月 3日(水)～3月 8日(月)
	検査(面接等)実施	令和9年3月16日(火)
	選抜結果の発表	令和9年3月19日(金)
・定時制課程追加募集	出願期間(志願情報登録)	令和9年3月19日(金)～3月24日(水)
	検査(面接等)実施	令和9年3月26日(金)
	選抜結果の発表	令和9年3月30日(火)
・通信制課程選抜	出願期間	令和9年3月 4日(木)～3月25日(木)

なお、フレックススクールにおいては、秋季入学のための入学者選抜を行うことができるとし、選抜日程及び実施要項等については別途定めるものとする。

¹ フレックススクール選抜(追検査、再募集を含む。)とは、前橋清陵高等学校、太田フレックス高等学校の2校を対象とする選抜である(ただし、通信制課程を除く。)

² 定時制課程選抜(追検査、再募集及び追加募集を含む。)とは、フレックススクールを除く高等学校の定時制課程が行う選抜である。

³ 連携型選抜とは、連携型中高一貫教育を行う高等学校及び中学校間の選抜である。

第3 全日制課程選抜

1 募集定員

別に定める。

なお、連携型選抜を実施する高等学校の募集定員は、連携型選抜による合格者数を含めた数とする。

2 提出書類

志願者は「入学願書」及び「インタビューシート⁴」を、中学校長等は当該志願者の「調査書」を高等学校長に提出する。

3 検査（学力検査等）

(1) 志願者は、1日目に学力検査を、2日目に面接等を受けなければならない。

なお、高等学校長が必要とした場合には、学力検査及び面接等に加えて、実技検査、作文、小論文のうちから、高等学校長が定めた検査を受けなければならない。

(2) 学力検査は、次のア、イ、ウのとおりとする。

ア 各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語(リスニングを含む。）」、「社会」及び「理科」の5教科について実施する。

イ 学力検査の配点は、各教科100点とする。ただし、学校・学科等により、傾斜配点を行う場合は、この限りではない。また、学力検査の各教科内の点数配分は、県教育委員会が示した点数配分をもとに増減を加えることができるものとする。

ウ 学力検査の各教科の検査時間は50分間とし、学力検査の日程は次のとおりとする。

時間	9:35～	10:50～	12:05～	昼食	13:55～	15:10～
期日	10:25	11:40	12:55		14:45	16:00
2月16日(火)	国語	数学	英語		社会	理科

(3) 面接等は、集団面接、個人面接、英語面接、パーソナル・プレゼンテーション⁵のうちから高等学校長が定めるものとする。

(4) 学力検査以外の検査に係る実施形態及び検査時間は、高等学校長が定めるものとする。

4 選抜方法

(1) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書、5教科の学力検査、志願者から提出されたインタビューシートを参考として実施した面接等及び高等学校長が定めた検査（実技検査、作文、小論文）の結果等を総合して、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。

(2) 高等学校長は、各高等学校のアドミッション・ポリシーに基づき、学力検査、面接等、高等学校長が定めた検査及び調査書の各検査項目について、それぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。

(3) 高等学校長は、募集定員の10～50%を「特色型」、50～90%を「総合型」とし、全ての受検者を対象に2つの型による選抜を行うものとする。選抜に当たっては、まず、受検者全員を対象に「特色型」又は「総合型」のいずれか一方の型により判定して合格者を決め、続いて、その合格者を除いた受検者全員を対象にもう一方の型により判定して合格者を決めることとする。

なお、「特色型」に限り、検査項目の比重の異なる複数の区分を設けて選抜を行うことができるものとする。

(4) 高等学校長は、上記(2)、(3)に係る選抜方法等について、学校・学科等の特色に応じて、学科等ごとに設定することができる。

⁴ インタビューシートとは、当該高等学校・学科等を志願する理由や学校内外の活動歴などについて記入し、面接の際に参考とするものである。

⁵ パーソナル・プレゼンテーションとは、あらかじめ高等学校が示したテーマについて、口頭発表や簡単な実技などにより自己表現を行う検査である。

第4 フレックススクール選抜

1 募集定員

別に定める。

2 提出書類

「第3 全日制課程選抜 2 提出書類」に準ずる。

3 検査（学力検査等）

- (1) 志願者は、1日目に学力検査を、2日目に面接等を受けなければならない。
なお、高等学校長が必要とした場合には、学力検査及び面接等に加えて、実技検査、作文、小論文のうちから、高等学校長が定めた検査を受けなければならない。
- (2) 学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語(リスニングを含む。）」、「社会」及び「理科」の5教科、若しくは左記5教科のうち高等学校長が指定した教科について実施する。
- (3) 「第3 全日制課程選抜 3 検査（学力検査等）(2)イ及びウ、(3)、(4)」に準ずる。

4 選抜方法

「第3 全日制課程選抜 4 選抜方法」に準ずる。

第5 定時制課程選抜

1 募集定員

別に定める。

2 提出書類

「第3 全日制課程選抜 2 提出書類」に準ずる。

3 検査（面接等）

- (1) 志願者は、面接及び作文による検査を受けなければならない。
なお、高等学校長が必要とする場合には、面接及び作文に加えて、学力検査を受けるものとする。この場合の学力検査は、「国語」、「数学」及び「英語」の3教科のうちから、高等学校長が指定した教科とし、各高等学校独自の問題とする。
- (2) 面接及び作文等の方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。

4 選抜方法

高等学校長は、中学校長等から提出された調査書及び面接、作文等の結果等を総合して、当該高等学校・学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。

第6 連携型選抜

1 実施校

群馬県立尾瀬高等学校、群馬県立万場高等学校及び群馬県立嬭恋高等学校とする。

2 出願の制限

沼田市立利根中学校及び片品村立片品中学校の第3学年に在籍する生徒に限って群馬県立尾瀬高等学校に、神流町立中里中学校及び上野村立上野中学校の第3学年に在籍する生徒に限って群馬県立万場高等学校に、嬭恋村立嬭恋中学校の第3学年に在籍する生徒に限って群馬県立嬭恋高等学校に出願できる。

3 募集人員

定めない。

4 提出書類

志願者は「入学願書」及び「インタビューシート」並びに「報告書」（高等学校長が必要とする場合のみ提出するものとし、内容等については高等学校長が定める。）を、中学校長は当該志願者の「卒業見込証明書」を高等学校長に提出する。

5 検査（学力検査等）

(1) 志願者は、1日目に学力検査を、2日目に個人面接又はパーソナル・プレゼンテーションを受けなければならない。

(2) 学力検査は、次のア及びイのとおりとする。

ア 各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語(リスニングを含む。）」、「社会」及び「理科」の5教科、若しくは左記5教科のうち高等学校長が指定した教科について実施する。

イ 「第3 全日制課程選抜 3 検査（学力検査等）(2)イ及びウ」に準ずる。

(3) 個人面接又はパーソナル・プレゼンテーションに係る実施形態及び検査時間は、高等学校長が定めるものとする。

6 選抜方法

高等学校長は、学力検査の結果に加えて、個人面接又はパーソナル・プレゼンテーションのうちから、高等学校長が定めた検査の結果及び提出書類等を総合して、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。

第7 追検査

1 追検査の対象

全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜に出願した者のうち、次のいずれかの事由によって本検査当日に通常を受検又は別室での受検を行うことができず、志願先高等学校・学科等における当該選抜の追検査の受検を希望する者。

- ・学校保健安全法第19条により出席停止の扱いが定められている感染症への感染
- ・上記感染症への感染が疑われる症状
- ・その他、本人の責に帰さない合理的な事由⁶

2 検査（学力検査等）

(1) 志願者は、出願した当該選抜に準じた検査を受けなければならない。

(2) 全日制課程選抜、フレックススクール選抜及び連携型選抜の追検査の学力検査の日程は、次のとおりとする。

なお、「英語」の検査問題にリスニングは含まない。

時間	9:00～ 9:40	9:55～ 10:35	10:50～ 11:30	昼食	12:20～ 13:00	13:15～ 13:55
期日	2月24日(水)	国語	数学		英語	社会

3 選抜方法

出願した当該選抜に準じるものとし、原則として志願先高等学校の募集定員内で選抜する。

⁶ 一例として、検査当日の事故や交通遮断、入院や月経随伴症状等の身体・健康上の事由等が挙げられる。

第8 再募集

第8-A 全日制課程再募集

1 再募集の実施

全日制課程選抜における選抜結果の発表後、学校全体（全日制課程）で、募集定員に対し、5人以上の欠員がある場合に実施する。

2 応募資格

全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者及びフレックススクール再募集又は定時制課程再募集に出願している者は応募資格がないものとする。また、全日制課程選抜又は連携型選抜を受検した同一の高等学校への志願は認めないものとする。

3 検査（面接等）

- (1) 志願者は、面接及び作文等の検査を受けなければならない。
- (2) 面接及び作文等の方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。

4 選抜方法

高等学校長は、中学校長等から提出された調査書及び面接、作文等の結果等を総合して、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。

第8-B フレックススクール再募集

1 再募集の実施

フレックススクール選抜における選抜結果の発表後、部単位で5人以上の欠員がある場合に、部単位で実施する。

2 応募資格

全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型においていずれかの高等学校に合格している者及び全日制課程再募集又は定時制課程再募集に出願している者は応募資格がないものとする。また、フレックススクール選抜を受検した同一の高等学校（部）への志願は認めないものとする。

3 検査（面接等）

「第8-A 全日制課程再募集 3 検査（面接等）」に準ずる。

4 選抜方法

「第8-A 全日制課程再募集 4 選抜方法」に準ずる。

第8-C 定時制課程再募集

1 再募集の実施

定時制課程選抜における選抜結果の発表後、学校全体（定時制課程）で5人以上の欠員がある場合に実施する。

2 応募資格

全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者及び全日制課程再募集又はフレックススクール再募集に出願している者は応募資格がないものとする。また、定時制課程選抜を受検した同一の高等学校への志願は認めないものとする。

3 検査（面接等）

「第5 定時制課程選抜 3 検査（面接等）」に準ずる。

4 選抜方法

「第5 定時制課程選抜 4 選抜方法」に準ずる。

第9 定時制課程追加募集

1 追加募集の実施

定時制課程再募集の結果、合格者が募集定員に満たない場合は、3月19日（金）から3月24日（水）までの間を出願期間として、追加募集を行う。

2 応募資格

既に受検した定時制課程高等学校への志願は認めないものとする。

3 選抜方法等

高等学校長が定めるものとする。

第10 通信制課程選抜

選抜は、提出された書類の審査によって行うことを原則とする。

なお、選抜方法等については、高等学校長が定めるものとする。